

シニアの活躍の場の拡大事業業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が調った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

シニアの活躍の場の拡大事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

3 目的

元気なシニア（概ね65歳以上。以下同じ。）が自分の希望にあわせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すため、県内企業等（企業のほか法人格を有する団体を含む。以下同じ。）に対し、70歳以上まで働き続けることができる制度の導入やシニアが働きやすい職場環境づくりを働き掛け、シニアの働く場を拡大する。

4 委託業務の内容

（1）シニア活躍推進宣言企業以外の企業等への働き掛け及びシニア活躍推進宣言企業の認定申込受付

シニア活躍推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が、県内に事業所を有する企業等への訪問などにより、70歳以上まで働き続けることができる制度の導入やシニアの経験を生かす仕組づくり、シニアが働きやすい職場環境づくりなどを働き掛けるとともに、シニア活躍推進宣言企業の認定申込みを受け付ける。

また、訪問活動等により取得した企業等の情報については、4（1）オに指定する機会をもって遅滞なく埼玉県に引き継ぎ、報告する。

ア 企業等への働き掛け

（ア）中小企業を中心に400社以上の企業等を訪問する。

（イ）訪問企業等の選定にあたっては、埼玉県と調整するとともに、以下に留意すること。

- 幅広い業種とすること
- 特定の地域に偏ることなく県内全域をバランスよく訪問すること
- 広報による募集を行いつつ、受託者のネットワーク等を十分に活用するなど効率的かつ効果的な選定を行うこと。

（ウ）企業等への個別の訪問に加え、シニア活躍推進宣言企業の認定申込みにつながるよう効果的な働き掛けの手法を講じること。

（エ）シニア活躍推進宣言を効果的に働き掛けるため、埼玉県が制度概要や取組のチ

エックリスト等を掲載したチラシを作成し、受託者が印刷して使用する。

イ アドバイザーの配置

(ア) 県内全域を対象に効率的な訪問ができるよう、適当数を配置するなどして計画的な訪問を行う。

(イ) 人事労務管理や経営の分析・診断など企業等における業務改善の経験がある者を配置する。

ウ アドバイザーの業務内容

企業等に対しシニアの活躍の場を拡大するための下記（ア）から（キ）の取組事項について働き掛けるとともに、実態把握を行う。

また、下記（ア）から（キ）の取組事項のうち3項目以上を実施済み又は実施予定の企業等から、シニア活躍推進宣言企業の認定申込みを受け付ける。

(ア) 定年や継続雇用の制度の見直し

a 定年・継続雇用の年齢延長、定年の廃止

b 継続雇用や賃金の基準の明確化

(イ) シニアの雇用、働く場所・機会の拡大

a 特殊なスキルや熟練を要する業務や無資格、未経験等でも可能な業務などシニア向けの仕事の創出

b シニア限定の求人募集による新たなシニアの雇用

c シニアの働きやすい事業分野への進出

(ウ) シニアが安心して働ける環境の整備

a 短時間勤務制度などシニアの特性に配慮した勤務形態の導入

b シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置

c シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善

(エ) シニアの技術・経験の活用

a 技能・知識を継承する仕組の構築

b 専門職や特別手当などシニアの経験を生かす仕組の構築

(オ) シニアの能力の向上

a シニア向けの研修の実施

b シニアの資格取得のサポート

(カ) 福利厚生の充実

a 法定以外の健康診断受診の奨励などシニアの健康管理への配慮

b シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得の勧奨

c 永年勤続表彰などシニアの意欲を向上する取組の導入

d ボランティア休暇などシニアの新たな活動を促進する取組の導入

e 定年間近の社員向けライフプランセミナーの実施

(キ) シニアの活躍推進の取組の情報発信

(ク) その他

エ 企業等訪問時の啓発資料

企業等への働き掛けにあたっては、県が提供する啓発資料を使用する。ただし、受託者が所有する資料等の併用を妨げるものではない。

オ 実施状況の報告等

(ア) 企業等訪問記録票兼シニア活躍推進宣言企業認定申込書

アドバイザーは、訪問した企業等ごとに企業等訪問記録票兼シニア活躍推進宣言企業認定申込書（様式1－①。以下「訪問記録票兼認定申込書」という。）を作成する。収集方法等は、埼玉県と受託者で協議する。

(イ) 受託者は、訪問記録票兼認定申込書を取りまとめ、少なくとも週1回以上、電子データで埼玉県に報告する。

(ウ) 業務報告書

受託者は、訪問記録票兼認定申込書に基づき業務報告書（様式1－②）を作成し、翌月10日まで（閉庁日の場合は直前の開庁日）に埼玉県に電子データで報告する。

ただし、令和8年2月中及び3月中に訪問した企業等に係る報告の方法については、別途、埼玉県と調整の上決定する。

(エ) 実施結果の報告

- a 受託者は、4（1）アの働き掛けを行ったすべての企業等（訪問を断られた等で訪問できなかつた企業等を含む。）の企業等名、住所及び電話番号を記載した名簿を作成する。
- b 受託者は、すべての企業等を訪問後、企業等から聴取した事項について、集計やまとめを行い、企業等の動向や県内の傾向などを分析した実施結果報告書（A4判様式任意）を作成する。
- c 受託者は、埼玉県に名簿及び報告書を電子データで提出する。電子データは、集計結果等をExcel形式で保存したものとする。

カ 認定証等の配布

受託者は、埼玉県がシニア活躍推進宣言企業に認定した企業等に対し、県が用意する認定証、額、ステッカー、ポスター等を配布する。その際、封筒の宛名と封入物の企業等名が一致していることなどを確認の上発送し、誤送がないよう注意すること。

（2）シニア活躍推進宣言企業の追跡調査

受託者は、4（1）によりシニア活躍推進宣言を行った企業等における、シニアの活躍の場を拡大するための実際の取組の実施状況について追跡調査を行う。

ア 追跡調査の対象企業等

- (ア) 令和4年度中に訪問し、その後宣言を行った企業等
- (イ) その他県が指定する企業等
- (ウ) 250社程度の企業等を訪問すること。

対象企業等の情報は、埼玉県から受託者に提供する。

(エ) 70歳以上まで働き続けることができる制度の導入が確認されていない企業に
対しては、下記aからcの取組事項について働き掛けすること。

- a 定年廃止
- b 定年の70歳以上への引上げ
- c 継続雇用の上限年齢の70歳以上への引上げ

イ 追跡調査の時期

取組の実施にはある程度の期間を要することから、宣言後、概ね6か月を経過した後に実施する。

ウ 追跡調査の方法

企業等を訪問し、シニア活躍推進宣言追跡調査記録票（様式1-③）及びシニア活躍推進宣言企業アンケート調査票（様式1-④）により調査を行う。

調査の結果、解決すべき課題が認められる場合は、4（4）又は埼玉県が別に実施する社会保険労務士派遣業務の専門家派遣による課題解決支援につなげること。

エ 実施状況の報告等

（ア）アドバイザーは、追跡調査を行った企業等ごとにシニア活躍推進宣言追跡調査記録票及びシニア活躍推進宣言企業アンケート調査票を作成する。

（イ）受託者は、シニア活躍推進宣言追跡調査記録票及びシニア活躍推進宣言企業アンケート調査票を取りまとめ、一覧表等を作成の上、少なくとも週1回以上、電子データで埼玉県に報告する。

なお、取りまとめる方法や一覧表等の様式については、埼玉県が指定する。

（3）専門家派遣による課題解決支援

訪問及び追跡調査等により、シニア活躍推進につながる課題が認められた企業等に対し、そのニーズに応じ専門家を派遣し、課題解決に向け支援を行う。

ア 派遣企業等数及び派遣回数

20社以上とし、1社当たり2回程度を標準とする。ただし、継続的な支援が必要であると判断される場合は、埼玉県と協議の上、2回を超えて派遣することができる。

なお、前年度に専門家を派遣し、埼玉県が更なる支援が必要と認める企業については、専門家派遣の希望を確認し、引き続き支援を行う。

イ 課題の例

- ・人材確保（優秀なシニア人材を確保したい）
- ・人材定着（社員に長く働いてもらいたい）
- ・技能伝承（シニアの技術を伝承する仕組みを作りたい）
- ・就労環境の整備（重労働の負担を軽減し、長く働けるようにしたい）
- ・経営改善（経営改善してシニアの雇用を増やしたい）

ウ 専門家派遣の実施

（ア）受託者は、専門家の派遣を希望する企業等から専門家派遣申請書（様式2-①）を受け付ける。

(イ) 受託者は、速やかに対象企業等の課題について精査し、中小企業診断士、行政書士など労務管理や経営に精通した専門家を選定する。

(ウ) 受託者は、専門家派遣申請書とともに選定した専門家について埼玉県に報告する。

(エ) 報告内容について埼玉県が確認した後、受託者は専門家を派遣し対象企業等における課題解決に着手する。

エ 派遣結果の報告

(ア) 専門家は専門家派遣結果報告書（様式2-②）により、支援結果を受託者に電子データで提出する。

(イ) 受託者は、上記（ア）により提出された報告書及び取りまとめた一覧表を作成の上、隨時、埼玉県に電子データで報告する。

オ 専門家への謝金の支払い

支援終了後、受託者は、委託料から専門家へ謝金を支払う。

(4) メールマガジンによる情報発信

受託者は、シニア活躍推進宣言企業に対しメールマガジンによる情報発信を行う。

発信する情報は、本業務に関する情報のほか、埼玉県や国等が実施する助成制度などの事業情報、埼玉県や国等が実施するセミナー情報など、企業等におけるシニアの活躍の場の拡大等に資するものとする。

メールマガジンの配信は、受託者が埼玉県の指示のもと行う。なお、受託者にメールマガジンの配信を希望する情報がある場合は、埼玉県と協議の上決定する。

なお、メールマガジンの配信に当たっては、誤送信による情報漏えいが発生しないメール配信システム等を導入すること。

(5) 埼玉県が実施する他の事業との連携

シニアの活躍の場の拡大を効果的に推進するため、70歳雇用確保助成金制度、社会保険労務士派遣制度など埼玉県が実施する他の事業に関する情報について、企業訪問の際などに企業等に対し提供する。

また、企業等が他の事業に関し活用や参加の意向を示した場合は、その都度、遅滞なく埼玉県に報告する。

(6) その他

ア 消耗品

企業等に働き掛けるために送付物を封入する封筒は、受託者の要望に応じて、埼玉県が埼玉県指定の封筒を用意し、受託者に提供する。

イ 埼玉県との連絡調整

受託者は、毎月、埼玉県との連絡調整会議を実施するほか、必要に応じて、打合せを行う。

5 成果目標

(1) 訪問企業等数

400社以上

(2) シニア活躍推進宣言企業数	200社以上
(3) シニア活躍推進宣言企業の追跡調査企業等数	250社程度
(4) 専門家派遣企業数	20社以上
(5) メールマガジンによる情報発信	月2回程度

6 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、埼玉県と連携を密にしなければならない。
- (2) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (7) 受託者は、本業務終了後、引継を適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。
- (8) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払いとするが、委託業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況により、受託者は概算払いを請求することができる。
- (2) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合や、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を埼玉県に返納するものとする。